
平成28年第3回玖珠町議会定例会会議録(第2号)

平成28年9月5日(月)

1. 議事日程第2号

平成28年9月5日(月) 午前10時開議

第1 議案質疑

(議案第81号から議案第83号、議案第87号から議案第100号、諮問第1号から諮問第3号並びに報告第2号及び報告第3号)

第2 決算特別委員会の設置について

第3 決算特別委員会委員の選任について

第4 上程議案並びに請願・陳情の委員会付託

(議案第81号から議案第83号、議案第87号から議案第100号、請願1件、陳情1件)

第5 玖珠町選挙管理委員会委員並びに補充員の選挙

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 議案質疑

(議案第81号から議案第83号、議案第87号から議案第100号、諮問第1号から諮問第3号並びに報告第2号及び報告第3号)

日程第2 決算特別委員会の設置について

日程第3 決算特別委員会委員の選任について

日程第4 上程議案並びに請願・陳情の委員会付託

(議案第81号から議案第83号、議案第87号から議案第100号、請願1件、陳情1件)

日程第5 玖珠町選挙管理委員会委員並びに補充員の選挙

出席議員(14名)

1 番 松 下 善 法

2 番 大 野 元 秀

3 番 小 幡 幸 範

4 番 松 本 真由美

5 番 中 尾 拓

6 番 中 川 英 則

7 番 廣 澤 俊 幸
 9 番 石 井 龍 文
 11 番 高 田 修 治
 13 番 繁 田 弘 司

8 番 宿 利 忠 明
 10 番 河 野 博 文
 12 番 藤 本 勝 美
 14 番 秦 時 雄

欠席議員（な し）

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 帆 足 浩 一

議 事 係 長 山 本 恵一郎

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 朝 倉 浩 平
 教 育 長 秋 吉 徹 成
 総 務 課 長 穴 本 芳 雄
 法 制 室 長
 まちづくり推進課
 総合戦略室長 衛 藤 正
 税 務 課 長 石 井 信 彦
 住 民 課 長 衛 藤 善 生
 農林業振興課長兼
 農 業 委 員 会 湯 浅 詩 朗
 事 務 局 長
 会計管理者兼
 会 計 課 長 本 松 豊 美
 教育総務課長兼
 新中学校開校
 推 進 室 長 長 尾 孝 宏
 社会教育課長兼
 久留島武彦記念館
 開 設 室 長 兼 瀧 石 裕 一
 中央公民館長兼
 わらべの館館長
 総 務 課 和 田 育 男
 行 政 係 長

副 町 長 小 幡 岳 久
 総 務 課 長 麻 生 太 一
 まちづくり
 推 進 課 長 村 木 賢 二
 環境防災課長兼
 基地対策室長 藤 林 民 也
 福祉保健課長 江 藤 幸 徳
 建設水道課長 梅 木 良 政
 商工観光振興
 課 長 中 島 圭 史
 人権同和啓発
 センター所長 山 本 五十六
 学校教育課長 佐 藤 貴 司
 監 査 委 員 河 野 好 美

午前10時00分開議

○議 長（秦 時雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。

会議の定足数に達しております。

直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

ここで、湯浅農林業振興課長から発言があります。

湯浅農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（湯浅詩朗君） 金曜日の議案質疑の中で、廣澤議員から、スクリーフェンスの導入により価格が抑えられたのかという御質問がございました。これで、数字のほう、私のほうから御説明を申し上げます。

27年度、ワイヤーメッシュ、これ1メートルの単価でございますが、スカート式で1,540円、パイプ式で1,409円となっております。これが、28年度のスクリューガードフェンスを導入することによりまして、メーター当たりの単価が、スカート式で1,432円、パイプ式が1,321円、それぞれ108円ずつ価格を下げることでございます。

○議長（秦 時雄君） 本日は、議案質疑となっております。

質疑に入る前、平成27年度玖珠町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算審査について、監査委員に監査結果の報告を求めます。

代表監査委員河野好美君。

○監査委員（河野好美君） おはようございます。監査委員の河野でございます。

平成27年度玖珠町各会計決算及び水道事業会計決算の監査を高田監査委員と実施しましたので、その結果について報告いたします。

最初に、一般会計及び特別会計より報告いたします。

平成27年度玖珠町歳入歳出決算、基金運用状況を示す書類および財政健全化の審査意見書の1ページをお開きください。

審査について

第1 審査の対象

1. 平成27年度玖珠町一般会計歳入歳出決算
2. 平成27年度玖珠町特別会計歳入歳出決算
 - (1) 住宅新築資金等貸付事業
 - (2) 簡易水道
 - (3) 国民健康保険事業
 - (4) 介護保険事業
 - (5) 後期高齢者医療事業
3. 平成27年度各会計歳入歳出事項別明細書
4. 平成27年度各会計実質収支に関する調書
5. 平成27年度財産に関する調書
6. 平成27年度基金の運用状況に関する調書
7. 平成27年度財政健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類
8. 平成27年度経営健全化資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成28年7月4日から7月27日まで

第3 審査の時間

午前9時から午後5時まで

第4 審査の場所

監査事務室及び現地

第5 審査の方法

決算審査に当たっては、町長から送付された決算書及び事務報告などの関係書類により、地方自治法及び町の条例などの法規に基づいて適正に執行されているか、関係職員より収入と支出、事業の説明を聞き、また関係証拠書類の提出を求めて審査を行いました。

指摘事項などが発生した場合、その都度改善などの指摘を行ってまいりました。

なお、審査に当たって、多忙な中に監査資料を提供いただいた方々に感謝申し上げます。

第6 決算書の調製及び提出時期（地方自治法第233条第1項及び第2項）

会計管理者から町長に対する決算書の提出及び町長から監査委員に対する決算書の送付については、法定の期限に提出されています。

第7 審査の内容

この決算審査に当たっては、玖珠町監査委員条例及び玖珠町監査委員規程、監査基準によるほか、次の諸点に重点を置き審査しました。

1. 歳入歳出決算書類は原簿と符合しているか。
2. 決算書その他の附属書類などの計数は正確であるか。
3. 調定額、収入済額などは歳入簿と符合しているか。
4. 支出済額及び予算額は歳出簿と符合しているか。
5. 支出済額は証拠書類と符合しているか。

など、14項目にわたり審査いたしました。

次に、3ページに移ります。

審査の結果

平成27年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算額は第1表のとおりで、審査に当たっては、監査基準並びに重点審査1から14に至る事項について詳細に審査しましたが、違法な点は見受けられず、かつ関係帳簿、証拠書類と合致しており、決算計数は正確であることを確認しました。

また、予算の執行収入支出事務の処理については、適正に処理運用されており、それぞれ適法かつ適正であることを認めました。

第1表に示してあります決算額であります。一般会計で収入済額91億6,980万8,008円、支出済額87億5,255万8,060円、特別会計の計で収入済額50億6,517万7,567円、支出済額50億6,708万3,097円、総額で収入済額142億3,498万5,575円、支出済額138億1,964万1,157円となっています。

この決算額を前年度と比較すると、一般会計では、歳入決算額で6億2,841万1,000円（6.4％）の減少で、歳出決算額は4億3,768万7,000円（4.8％）の減少となっています。

また、国民健康保険事業特別会計では、歳入歳出差引額が不足しているため、翌年度歳入繰上充用金で歳入不足を補填しています。

次に、4ページに移ります。

決算の概況について説明をいたします。

一般会計では、先ほど述べましたとおり、歳入決算額の状況7ページ第2表のとおりで、歳入総額が91億6,980万8,000円であります。

その主なものは、地方交付税31億6,178万7,000円、町税15億2,348万8,000円、国庫支出金13億6,446万9,000円、県支出金8億5,129万1,000円などとなっています。

主な歳入について項目別に見ますと、1）町税について。

町税のうち町民税は収入済額5億8,671万2,000円で110万4,000円の増、固定資産税は評価替えの影響などにより7億2,832万5,000円で2,813万1,000円の減、たばこ税は1億5,957万2,000円で203万7,000円の減となっています。町税全体では、前年度比で2,881万7,000円の減となっており、未収入金額は1億820万7,000円、徴収率93.37%で179万5,000円の減となっています。現年度課税額分の徴収率は98.37%であり、0.09ポイント低下しています。

また、滞納繰越額の徴収額は2,206万円と、321万2,000円の減となっています。

以下、2）地方消費税交付金についてから、6ページ、14）その他までは、御一読をください。

なお、10）寄附金については、ふるさと応援寄附金が主な収入となっております。

また、14）その他で述べていますが、町有休地の有効利用、売買などの検討や町が所有する全ての建築物及びインフラ資産を対象とした公共施設等総合管理計画の策定が必要と考えます。

7ページには歳入決算額の状況、8ページには最近3カ年の自主財源及び依存財源、9ページには平成27年度自主・依存財源、地方交付税3カ年比較表、10ページには町債発行額年度別比較表、11ページには経常一般財源、12、13ページには平成27年度町税決算調書とそれぞれ示してあります。

次に、14ページ、歳出に移ります。

冒頭に述べましたように、歳出総額は87億5,255万8,000円であります。

構成比順では、民生費22億9,596万4,000円は前年対比4,268万9,000円の減、総務費13億644万3,000円は前年度対比3億6,506万4,000円の減、教育費11億3,670万9,000円は前年度対比1億5,847万1,000円の増、農林水産業費7億7,846万円は前年対比7,366万1,000円の増、それから公債費7億4,202万9,000円は前年対比4,542万円の減、衛生費6億6,803万8,000円は前年対比3,233万8,000円の減、土木費5億7,357万1,000円は前年対比1億6,764万円の減などの順になっています。

目的別歳出額での主な支出額及び状況については、14ページから16ページ並びに17ページの表で示しているので御参照ください。

次に、18ページには、経常経費充当一般財源の状況、また経常収支比率の推移をあらわしています。

18ページの下の表にあります平成27年度の経常収支比率は89.8%となっており、平成26年度より3.8ポイント下回っております。引き続き、経常経費の抑制に留意願います。

19ページには性質別歳出の状況、20ページには性質別歳出の図表を示しています。

次に、特別会計に移ります。審査意見書21ページです。

(1) 住宅新築資金等貸付事業に入ります。

これは、償還金の収納会計事業であります。

収入済額は18万円、収入未済額は3億6万4,000円です。

未償還額回収には分割納入などの措置もとられ、努力はうかがえます。引き続き対策を講じ、なお一層の努力を要望します。

次に、22ページ、簡易水道に入ります。

収入済額は3,623万1,000円で、前年度と比較して704万9,000円の増となっています。

主な内訳は、一般会計からの繰入金が516万1,000円の増、繰越金が260万8,000円の増となっています。

支出済額は2,940万2,000円で、前年度と比較して436万2,000円の増となっています。

22ページには給水区域の概要、24ページには使用料及び徴収状況を示してあります。

次に、25ページ、(3) 国民健康保険事業に入ります。

歳入歳出の決算の状況は、26、27ページに示してあります。

歳入総額は27億6,408万円で、その主たる内訳は、保険税4億1,732万5,000円、国庫支出金6億5,118万9,000円、療養給付費交付金1億513万円、前期高齢者交付金6億1,522万2,000円となっています。

また、歳出総額は28億453万8,000円で、その主たる内訳は、保険給付費17億3,731万4,000円、後期高齢者支援金等2億5,604万円、介護保険納付金1億426万1,000円となっています。

実質収支の状況は、本年度の実質収支額は5,073万2,000円の赤字です。

国民健康保険の運営は、保険給付などに起因する歳出の増加により、財政運営が困難な状況が続いております。

平成26年度末で基金が枯渇し、一般会計から2,447万9,000円を繰り入れてもなお歳入が不足することにより、地方自治法第166条の2の規定に基づき、翌年度歳入より4,045万8,000円の繰上充用を実施するものとなりました。

歳入の確保と歳出の削減は早急な課題となっております。歳入については収納率向上の取り組み、歳出の抑制については保険事業の充実にかかっております。特に、日ごろから被保険者に働きかける地域での保険事業と第二期玖珠町特定健康診査等実施計画に基づく特定健診の受診率向上に期待をしております。運営協議会に諮りながら、適切な運営を行っていただきたいと思います。

今後とも、国保事業の財政健全化に向けた取り組みに引き続き努力をお願いします。

28ページから31ページには、それぞれの実質収支の推移、被保険者1人当たり・1世帯当たりの保

除税負担額の推移、目的別収支状況、国民健康保険税決算調書が示してあります。

次に、32ページ、（４）介護保険事業に入ります。

介護保険関係の歳入総額は20億6,801万円で、その主たる内訳は、保険料3億6,816万6,000円、国庫支出金5億4,528万5,000円、支払基金交付金5億4,149万8,000円、県支出金2億8,633万円、繰入金2億9,624万1,000円、諸収入298万7,000円となっています。

また、歳出総額は20億3,850万1,000円で、その主たる内訳は、保険給付費19億2,592万4,000円、総務費4,245万8,000円、地域支援事業4,190万3,000円などとなっています。

34から37ページには、歳入歳出決算状況、基本負担割合、介護保険料決算調書が示してあります。

今後は、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業などを充実させ、地域の支えにより、高齢者が安心して生活できる地域づくりに取り組んでいくことが求められます。また、利用者が適切なサービスを受けるために、介護給付適正化の事業に積極的に取り組むことが望まれます。このため、保健・福祉・医療の関係機関と十分な連携を図りながら、円滑な介護保険の運営ができるように、一層の努力をお願いします。

次に、38ページ、（５）後期高齢者医療事業に入ります。

後期高齢者医療事業は、保険者（事業実施主体）である大分県後期高齢者医療広域連合が療養の給付などを行い、市町村は各種給付申請などの受け付けと保険料の徴収を行っています。

歳入総額は1億9,667万4,000円で、その主たる内訳は、後期高齢者医療保険料1億2,634万5,000円、繰入金6,783万6,000円、繰越金182万7,000円などとなっています。

また、歳出総額は1億9,445万9,000円で、その主たる内訳は、後期高齢者医療広域連合納付金1億9,369万4,000円などとなっています。

以下、38、39ページにかけて、歳入歳出決算状況、被保険者、各種申請受付者の状況、後期高齢者医療保険料決算調書を示してあります。

次に、40ページです。

平成27年度玖珠町財政健全化審査意見書であります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の制定に伴い、審査の結果の報告をいたします。

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼に実施しました。

審査の結果、審査に付された、40ページ表中の健全化判断比率及びその算定の基礎となります事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていました。

個別に申し添えますと、①実質赤字比率はマイナスとなっており、早期健全化基準の14.96%を下回っており良好であります。

②連結実質赤字比率はマイナスとなっており、早期健全化基準の19.96%を下回っており良好であります。

③実質公債費比率は4.0%で、早期健全化基準の25.0%を下回っており良好であります。

④将来負担比率はマイナスとなっており、早期健全化基準の350%を下回っており良好であります。

以上、是正改善について、特に指摘すべき事項はありませんが、41ページには健全化判断比率の推移を示してあります。

次に、42ページです。

平成27年度玖珠町簡易水道特別会計経営健全化審査意見書であります。

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

審査の結果、審査に付された、42ページの表中の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていました。

個別に申し添えますと、資金不足比率について、平成27年度の資金収支は黒字となっており、おおむね良好と認められます。

また、是正改善を要する指摘すべき事項はありません。

次に、44、45ページに審査意見書を記述しています。読み上げます。

財政運営について

6月1日、安倍内閣総理大臣は消費税率の引上げを2019年10月に延期することを表明した。これを受けて、政府は経済財政運営と改革の基本方針2016（骨太の方針）を閣議決定し、600兆円経済に向けた道筋の基本的考えのもと、当面の経済財政運営と平成29年度予算編成に向けた考え方が示された。

その中で地方行財政改革については、地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革として先進的自治体の経費水準の基準財政需要額算定への反映や、地方行財政の「見える化」の充実を図ることなどが明記されている。

さらに政府は8月2日に「未来への投資を実現する経済対策」として、事業規模で約28.1兆円の経済対策を閣議決定し、一億総活躍社会の実現の加速や、熊本地震や東日本大震災からの復興や安全・安心、防災対応の強化などさまざまな施策が示されている。

本町では、平成24年7月に発生した九州北部豪雨災害からの復旧・復興に取り組み、平成27年度決算までに終了した。またランドデザインに基づいた、機関庫公園整備事業や森地区街なみ環境整備事業、伐株山休憩舎整備事業も完了し、観光事業の復興や交流人口の増加が期待される。

今後は、玖珠町立くす星翔中学校の建設事業や、玖珠町立博物館改修事業などに加え、4月に発生した熊本・大分地震に対する財政需要などへの対応が求められる。

平成27年度決算では、経常収支比率は89.8%と前年度（93.6%）よりも改善している。その要因は地方消費税交付金の増、普通交付税の増、補助費等の減、公債費の減などが主な要因となっている。引き続き国の動向に注視し、自主財源の確保と経常経費の削減に向けた取り組みを強化する必要がある。

歳出の内訳は、義務的経費39.7%（増減率マイナス1.5%）、投資的経費15.4%（増減率マイナス35.1%）、その他の経費44.9%（増減率9.6%）となっている。

平成27年度玖珠町財政健全化審査の結果は、いずれの比率も早期健全化基準を下回っており良好であった。今後も各施設や道路の維持管理費等を注視し、地方債の発行管理に留意しながら、財政の健全性の確保、住民ニーズの把握に努め、福祉の向上のため、職員一丸となって行財政改革に一層努力をされるよう要望する。

町税等の徴収について

町税全体の収入額については、約15億2,300万円で、26年度と比べると約2,900万円の減となっている。全体の徴収率は93.37%であり、前年度に比べ0.01ポイント低下した。

現年度の調定額については、固定資産税の評価替の影響等により約2,470万円減少した。一方、過年度の調定額（滞納繰越）については、積極的な滞納整理（差押等）の実施により約590万円縮減された。

調定額、収入額ともに減少する中、滞納整理の差押件数は、平成26年度271件に対して、平成27年度は441件と増加しており、こうした取組によって徴収率は、ほぼ前年度並みに維持されている。町税の滞納管理については、初期滞納者に対する催告の重点強化、的確な財産調査に基づく債権や動産の差押え、公売の推進等の取組が進められてきたところである。しかしながら、収入未済額については、負担の公平性を確保する意味で、きめ細やかな収納対策を講じ、引き続き全庁的な課題として、その縮減に取り組むことが重要である。

27年度の不納欠損額については、約640万円で、26年度と比べると約210万円の増となっている。不納欠損は債権管理を確実に行ったうえで法に基づき行われるものであり、未収債権の管理を確実に行うとともに、明確な根拠の基に適切な処理に努めること。

財政運営の基盤となる歳入において、根幹となる町税は、進展する少子高齢化や景気の不透明感などから、決して楽観的な状況ではないことを認識し、引き続き努力を重ねることを要望する。

46ページには平成27年度末債務負担行為の状況、47ページには基金の状況が示してあります。

地方自治法第241条第1項に基づき、いずれも法令、条例に基づいて適正な管理がなされていることを認めました。

最後に、48ページにまとめを記述しています。読み上げます。

まとめ

平成27年度一般会計並びに各特別会計決算書及び、財産に関する調書、財産管理並びに各基金の運営状況について審査した。

この間、関係各位には懇切丁寧な説明をいただき、感謝申し上げます。

審査の結果は前述したとおり、各会計の決算、基金とも計数に誤りなく、非違な点も見受けられず、良く整理されており、会計整理は正確であると認められる。

さらに財政も健全に運用されて、黒字決算をもって翌年度に引き継げたことは、財政収支の均衡保持に努力された結果である。

一般会計において、歳入は6億2,841万1,000円の減（前年対比6.4%減）になっている。地方消費

税交付金や地方交付税、国庫支出金、地方債の増があるものの、地方税や県支出金、繰入金がそれ以上に減額になったことが主な要因である。

歳出は4億3,768万7,000円の減（前年対比4.8%減）になっている。日田玖珠広域消防組合負担金や新中学校建設事業、次世代教育環境整備基金の増などがあるものの、超高速ブロードバンド整備費や御幸団地建替え事業、九州北部豪雨災害復旧事業の完了に伴い投資的経費が大幅に減少したことが主な要因である。

特別会計についても、黒字決算で終えた会計がある一方で、国民健康保険事業特別会計については実質収支が赤字となり、翌年度繰上充用額を計上して決算している。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の制定に伴う『健全化判断比率等』についての審査結果は、平成27年度において、いずれの項目も早期健全化基準を下回っていた。

この上のもと、英知を結集し、財源の確保に努め、事務改善等により行政の簡素化、能率効率を高め、経費の節減をはかること。また、第5次総合計画にある「効率的・効果的な行財政基盤の構築」の実現にむけた新たな行財政改革プランの策定を切望し、審査意見書のまとめとする。

なお、収納業務における現金の取り扱いにおいて、職員の不適切な事案が発生したことを受け、今後の現金取り扱いにおける改善を求めています。

次に、平成27年度玖珠町水道事業会計決算審査意見書に移ります。

1 ページをお開きください。

平成27年度玖珠町水道事業会計決算審査意見書

第1 審査の対象

平成27年度水道事業会計収支決算

第2 審査の期日

平成28年7月12日

第3 審査の場所

監査事務室

第4 審査の方法

決算審査に当たっては、町長から送付された決算書及び附属書類が、地方公営企業法及びその他関係法規に基づいて作成され、事業の経営成績、財政状態を適正に表示しているか否かを検討するため、会計諸帳簿、証拠書類の照合など必要と認める審査手続を実施しました。

そのほか、事業の経営内容を把握するため、計数の分析を行い、地方公営企業法第3条（経済性の発揮及び公共の福祉の増進）の趣旨に沿って運営されているかを主眼として検討し、監査を実施しました。

第5 審査の結果

審査に付された決算報告書及び財務諸表は、関係法令に準拠して作成され、その計数は正確であり、会計諸帳簿との照合結果も符合しました。

なお、決算内容、審査意見については次のとおりです。

1. 予算の執行状況

地方公営企業法第24条及び同施行令17条に規定されている予算の執行状況の概要は、予算の様式順で説明いたします。

(1) 業務の予定及び実績については、意見書1から2ページに示すとおり、業務予定量に対して、給水戸数で78戸の増、有収水量では1万9,872立方メートルの減となっています。

また、対前年度との比較では、年間総配水量で1万2,193立方メートルの減、総有収水量では6,185立方メートルの減となり、有収率は0.3ポイント上がり、81.4%となっています。

配水量の増減については、その年の気象条件等によって左右されますが、特に本年度は年度末の大寒波の影響で配水量は高い数値を示しています。

また、これまでに経年による配水管の劣化が有収率に影響しているとの説明を受けていましたが、著しい悪化傾向は見受けられません。

今後とも、有収率の向上に、なお一層努力されることを望みます。

次に、平成27年度水道事業決算額調べについては、意見書3、4ページに示すとおりで、収益的収支について、事業収益の決算額は1億9,434万8,432円、これに対する事業費用の決算額は1億7,799万1,025円となっており、収支の差し引きにおいて1,635万7,407円の収益が発生しています。

(2) 収益的収入及び支出の内訳については、意見書5、6ページをごらんください。

また、その内容については、15ページの別表(1) 予算決算対照比較表を参照ください。

水道事業収益では、さきに述べたように、決算額で1億9,434万8,432円であります。その中で、営業収益は1億5,526万7,152円となっており、主な内容については、給水収益1億4,815万4,230円、受託給水工事収益577万3,772円、その他営業収益133万9,150円となっています。

営業外収益では3,908万1,280円で、執行率は100%となり、その内訳は、預金利息4万4,464円、長期前受金戻入3,903万6,816円となっています。

特別利益は、今年度は皆減しました。

次に、収益的支出である水道事業費用は、決算額1億7,779万1,025円であります。

営業費用では1億5,675万1,793円で、その内訳は、原水及び浄水費として2,433万5,386円、配水及び給水費で2,251万2,525円、受託給水工事費577万3,772円、総係費2,972万1,788円、減価償却費7,440万8,322円となっています。

営業外費用では、企業債利息1,281万7,732円、消費税838万6,800円となっています。

特別損失は3万4,700円となっています。

(3) 資本的収入および支出ですが、意見書の6ページと16ページ別表(2)に述べていますので参照願います。

収入については、本年度は施設整備に関する国庫補助金、企業債借入れ、出資金などによる収入はありません。

一方、支出については、施設の維持管理費などが主なもので、決算額で4,567万7,240円です。その内訳は、建設改良費778万4,748円、企業債償還金3,789万2,492円となっています。

(4) 一時借入金については、意見書6ページに述べておりますが、借入金の限度額は1億円となっていますが、本年度の借り入れはありません。

(5) 議会の議決を必要としなければ予算の流用ができない経費についても、意見書6ページに述べておりますが、いずれの経費についても予算の範囲内で執行されております。

2. 経営の概要及び経営分析については、意見書6から10ページに述べておりますが、税抜き額となります。

経営内容の詳細については、意見書17、18ページ別表(3)の損益計算書を参照願います。

平成27年度は、総収入額が1億8,293万2,580円、総費用1億6,715万1,821円となり、差し引きで1,578万759円の利益が生じています。

経営分析を営業、営業外の各項目で対比しますと、営業収支では収益1億4,377万9,057円に対し、費用は1億5,430万1,242円となっています。

営業外収支では、収益3,915万3,523円に対し、費用は1,281万7,732円となっています。

営業成績の内訳については、意見書7ページ及び前年度比較は17から20ページに述べておりますので参照願います。

次に、意見書23から26ページの別表(6)による経営分析による内容についてであります。

自己資本構成比率ですが、総資本に対する自己資本の割合を示すもので、比率が大きいほど経営の安全性が高いと言えます。今年度は、対前年比で1.18ポイント増加し、69.78%となっています。

3. 財政状況については、意見書11ページに述べております。あっちいたり、こっちいたりして申しわけありません。

詳しい内容については、意見書27、28ページ、別表(7)を参照願います。

最後に、まとめを読み上げ、玖珠町水道事業会計決算及び経営健全化審査意見書の報告を終了します。

まとめ

平成27年度決算の概要について、それぞれの項目で意見等を申し述べましたが、総務省は新会計制度、経営比較分析を導入するなど、公営企業経営をより厳しく審査できるよう体制を整えています。

今後も新基準、新判断が示されると思われますが、要は公営企業が永続的に独立採算の原則の基に経営が可能であるか、事業者の経営力と判断力を求めているものです。

平成27年度決算では多くの数値に好転の兆しが見られましたが、営業収支にて損失を抱えている状況は変わりません。

これは、平成26年度より採用された新会計制度と共に廃止された「みなし償却制度」が大きく影響を与えているためです。

これまで、取得した資産の自己財源部分のみ減価償却を行ってきましたが、真の減価償却費を営業

費用に算入することで、長期経営が悪化に向かう要素を単年度毎に排除することが可能となります。

水道事業においては営業収支0ベース以上を目指し経営を組み立てて下さい。

また、平成28年度には9年ぶりの料金改定及び大幅な用途区分の見直しが行われましたので、決算数値はより回復が見込まれます。

しかし、簡易水道の統合や配水施設の更新など大型の事業への取り組みも迫っているようで一時的な収益増に惑わされず、計画的な事業経営を常に心掛けて下さい。

国の指導では、「経営計画」「アセットマネジメント（資産の長期管理更新計画）」を策定し、来る給水人口の減少に対応できるような責任ある公営企業の経営を図るよう指導も行われていますので、早急に「経営計画」「アセットマネジメント」の策定に着手し、水道事業の長期経営展望を明示して下さい。

独立採算性が原則の企業会計においては、財源の殆どを水道料金で賄っており、その負担者は上水道加入者です。

加入者に応分の負担を求めることは当然ですが、その負担額も適正でなければなりませんし、その用途も適切でなければなりません。

公共インフラとしての社会的責任も十分に認識し、社会情勢なども加味しながら長期経営の視点に立って、公営企業の本旨である公共の福祉の増進と、住民サービスの向上に尽くすよう緊張感をもって取り組んで下さい。

以上で、玖珠町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算に関する審査結果の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（秦 時雄君） これで、代表監査委員による審査結果の報告を終わります。

日程第1 議案質疑

（議案第81号から議案第83号、議案第87号から議案第100号、諮問第1号から諮問第3号並びに報告第2号及び報告第3号）

○議長（秦 時雄君） 日程第1、これより議案質疑を行います。

議案集をお出してください。

最初に、議案集2ページです。資料集は1ページです。

議案第81号、玖珠町中学校の設置に関する条例の一部改正について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案集3ページです。資料集は2ページ、3ページです。

議案第82号、旧慣による公有財産の使用権の廃止について（森片草地区）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番松本真由美君。

○4 番（松本真由美君） 4 番松本です。

条例には使用権の廃止という項目はないようですが、これをまた廃止した場合に、原野というんですかね、そういうところが荒れる可能性は十分にまた、廃止して管理ができなくなって荒れるような傾向で、またイノシシとかの遊び場になるようなことになるんですけれども、町はその辺はどういうふうに考えているのでしょうか。

払い下げになれば、払い下げて町民が管理しますけれども、廃止になると管理者もいなくなるので、そういったところはどういうふうに考えているのでしょうか。

○議 長（秦 時雄君） 麻生総務課長。

○総務課長（麻生太一君） 旧慣使用におきましては、山の管理について地元が行っているわけございまして、それを今後廃止するということになりますから、地元での管理はできなくなります。

しかしながら、用地は依然として玖珠町のものであり、その上の樹木につきましても100%町のほうの管理ということになりますので、その点につきましては町のほうで今後は管理をしていくようになります。

地目は原野でございますけれども、樹木が植わっておりますので実質的には山林ということで、今後、町のほうとして管理してまいりたいと、そういうふうに思っております。

○議 長（秦 時雄君） ほかに質疑はありませんか。

7 番廣澤俊幸君。

○7 番（廣澤俊幸君） 7 番廣澤です。

ダブるかもしれませんが、この後、この管理はどこがどういう形でやるのかということが1点と、今後、こういう事例がどれだけ発生するという想定をしているのか、この2点についてお伺いいたします。

○議 長（秦 時雄君） 麻生総務課長。

○総務課長（麻生太一君） 旧慣使用が廃止をされた物件につきましては、今後は町がその樹木の管理をしていくようになります。担当につきましては、現在は総務課のほうが行うようになります。

それから、今後の発生でございますけれども、現在、旧慣使用の廃止について玖珠町と協議を行っているところは、ほかの地区にはございません。

町内には、こういった旧慣使用の地区が森、玖珠、八幡、3 地区において50件、60件ございますが、その中で現在協議を行っている地域はございません。

○議 長（秦 時雄君） 質疑ありませんか、よろしいですか。

7 番廣澤俊幸君。

○7 番（廣澤俊幸君） 7 番。

後の質問をなぜ私が言うと、さっきも監査役のほうから報告がありましたけれども、事務の改善を

やっぱり進めるべきだということが話としてありましたし、先に今後どういう返還のものがあるのかを想定して、先手、先手で手を打つことが事務の改善になると思いますんで、この事例をもとに、やっぱり将来どうなんだということも考えながら仕事を進めるように、ぜひひとつやってもらいたいと、そういうことをお願いしておきたいと思います。

○議長（秦 時雄君） ほかにありませんか。

10番河野博文君。

○10番（河野博文君） 10番河野です。

この資料で、もう少しわかりやすい位置図、それから現況等の状況がわかる写真とかあったら、後日でいいんですけども、見せていただきたいなと思っております。

それから、現在、個々管理されているところなんですけれども、もしその中で森林等で伐採してお金になるようなものがあるのか、もしそれを売却したときには今まで管理されていた方のものになるのか、その辺のことについてお聞かせください。

○議長（秦 時雄君） 麻生総務課長。

○総務課長（麻生太一君） 現在、こちらの土地の地主につきましては、ちょっと手元に資料がございませんけれども、旧慣使用が廃止されますと、今後、樹木について、売却した場合、地元の方への配分はございません。全て町の収入になるということになります。

○議長（秦 時雄君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） 資料は後でよろしいですかね。

○議長（秦 時雄君） 麻生総務課長。

○総務課長（麻生太一君） 位置図は字図で御提示できるんですけども、写真について、ちょっとあるかどうか確認できませんので、また改めて御回答申し上げたいと思います。

○議長（秦 時雄君） 12番藤本勝美君。

○12番（藤本勝美君） 玖珠町内、莫大なこういったところがあるかと思うんです。これは、町で管理をしなければならんというようなことを先ほど課長が申しましたが、この膨大な土地を町で管理ということは到底不可能じゃないか、財政的にも無理だと思う。それで、これを森林公団等々にお願いするとかいうような考えがあるんですか。でないと、これは、とてもじゃないと思いますが。

○議長（秦 時雄君） 麻生総務課長。

○総務課長（麻生太一君） 町有林の管理につきましては、現在も公団造林を行っているところもございます。そうでないところもございますけれども、今後の管理につきましては、公団あるいは地元の森林組合、こういったところへの作業につきましても考えていく必要があろう、そういうふうに思っております。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑ありませんか。

5番中尾 拓君。

○5番（中尾 拓君） 中尾でございます。

この旧慣使用林野には、どういう樹木が植わっておるのですか、それと伐期がもう来とるのですか、そういうところについてお伺いしたいと思います。

○議長（秦 時雄君） 麻生総務課長。

○総務課長（麻生太一君） 現在、手元に資料がございませんので、後ほどお答えさせていただきます。

○議長（秦 時雄君） 後ほどまたということで、ほかにございませんか。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案集 4 ページです。資料集は 4 ページです。

議案第83号、旧慣による公有財産の使用権の廃止について（森小場地区）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案集 8 ページです。資料集は14ページです。

議案第87号、町道路線の認定について（下泊里支線）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

次に、9 ページです。資料集は15ページです。

議案第88号、町道路線の認定について（谷口～鎗水線）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第89号、平成28年度玖珠町一般会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

別冊となっております。お出してください。

2 ページ、第1表歳入歳出予算補正、歳入から13ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳出最後まで、質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

次に、14ページ、2歳入、10款地方特別特例交付金から19ページ、22款町債最後まで、質疑はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

次に、20ページ、3歳出、2款総務費から26ページ、4款衛生費、清掃費最後まで、質疑はありませんか。

2番大野元秀君。

○2番（大野元秀君） 2番大野です。

歳出、2款1項7目企画調整費のところで質問です。

企画調整費で、前回4月の全員協議会での旧森南部精米所の利用の説明の中に、概要について見ると展望デッキというのが出てくるんですけども、展望デッキというのは一体何なのかと、金額がどの部分の金額に値するのか、お伺いします。

○議長（秦 時雄君） 衛藤総合戦略室長。

○まちづくり推進課総合戦略室長（衛藤 正君） 大野議員の質問にお答えします。

展望デッキは、前回説明した両倉庫が2棟あるんですが、その間に展望デッキを設置する計画としております。その分につきましては、工事請負費の中に入っております。

以上です。

○議長（秦 時雄君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

2番大野元秀君。

○2番（大野元秀君） 2番大野です。

工事請負費全額ですか。

○議長（秦 時雄君） 衛藤総合戦略室長。

○まちづくり推進課総合戦略室長（衛藤 正君） 展望デッキ等、外構を含めた町として整備するべき実工事分の金額となっております。外構と駐車枠と展望デッキとなっております。

以上です。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑ありませんか。

衛藤総合戦略室長。

○まちづくり推進課総合戦略室長（衛藤 正君） すみません、それと、今回、解体の分の工事費も入っております。

以上です。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

次に、同じく26ページ、6款農林水産業費から32ページ、9款消防費最後まで、質疑はありませんか。

〔「大変すみません」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 先ほどの回答、衛藤総合戦略室長。

○まちづくり推進課総合戦略室長（衛藤 正君） 大変申しわけございません。先ほど言いました工事費については、今回、解体工事費のみです。展望デッキや外構工事等につきましては、今回、委託料の中で実施設計委託をするようにしています。ですので、展望デッキや外構の分の工事費については、今後、発生してくるものとなります。大変すみませんでした。

○議 長（秦 時雄君） よろしいでしょうか。

次に、同じく26ページ、6款農林水産業費から32ページ、9款消防費最後まで、質疑はありませんか。
（な し）

○議 長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

次に、同じく32ページ、10款教育費から37ページ、11款災害復旧費最後まで、質疑はありませんか。
5 番中尾 拓君。

○5 番（中尾 拓君） 5 番中尾でございますが、教育費、公営塾運営費についてお伺いいたします。

先般、説明会もございましたけれども、美山高校の生徒を対象にした無料の公営塾の開設であります。町長は地域に一つしかない美山高校の魅力化、町内が子育ての世代にとって住みやすいまちになるための重要な施設であるということを説明していただきました。私も、これはよいことだなと思っておりますし、定住、移住にもつながるということで大いに期待をしております。

それから、今回の施策をやることについては、町長と職員が同じ思い、考えで視察を行って、早期に、今回はスピード感を持ってできるということは大変頼もしいなと思っておりますし、今後もういう考えでまちづくりに取り組んでいただきたいなと思っております。

それでは、具体的な質問でございますが、今回は予算化だけを行っておりますけれども、本来は条例の制定まで必要ではないだろうかとは私はおっしゃるんですが、そういう今後の思いがございいますか、お聞きしたいと思います。

それから一緒に、公営塾で町が生徒の勉強の手伝いをするわけでございますけれども、美山高校の先生たちと十分議論をしてやらないと、高校の先生たちのモチベーション、それが下がるのではないかと若干心配しておりますけれども、そういうことについてもどういう思いで協議をしておるのか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議 長（秦 時雄君） 5 番の中尾 拓君。質疑は、自己の意見を述べることはできるだけ差し控えていただきたいと思います。

○5 番（中尾 拓君） 私は自己の意見を述べたわけでございませし、町長の思いに賛同したということでございまして、質問につきましては、今の2点をお聞きしたいと思っております。よろしく。

○議 長（秦 時雄君） 長尾教育総務課長。

○教育総務課長兼新中学校開校推進室長（長尾孝宏君） 中尾議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、条例のことでございますが、本来、こういった部分の事業を行う場合には、条例を同時に起こしてという部分、私もそういうふうには理解しておりますが、今回、塾の名前をまだ決めておりません。これについては、最初から高校生であつたり、できれば中学生ぐらいまでに決めてもらおうと

というような案も持っておりますので、今後、この補正が通りましたら、そういったアンケート等を行いまして、塾の名前を決定した後、12月の、この塾がスタートする前に議決をいただきたいというふうに考えております。

もう1点であります。美山高校の先生との協議ということで、この塾の構想ができてから2回ほど高校と協議をしております。全体の先生としているわけではないですが、進路指導の先生であったりという方が入った中での協議を行っております。その中で、高校教育と塾の内容がバッティングするといえますか、違う方向に行かないようにということで、それについては十分注意をしてほしいということでの要望をいただいておりますし、今後もこの塾を運営していくに当たっては、学校側とのそういったチェックといえますか、意見を反映させていくという体制でやろうということで、既にお話をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑ありませんか。

3番小幡幸範君。

○3番（小幡幸範君） 議席番号3番小幡です。

10款1項6目、同じく公営塾について伺います。

まず、塾を開く建物について伺うんですが、最少の経費で最大の効果を挙げるといった地方自治法の原則であったり、建物の広さを考えると、美山高校の校内であったりメルサンホール等の建物が妥当と考えるんですが、塾の建物について、選定に向けて協議を行ったのか、協議の経過を伺います。

○議長（秦 時雄君） 長尾教育総務課長。

○教育総務課長兼新中学校開校推進室長（長尾孝宏君） まず、この塾を行うに当たって、子供たちが使いやすいということが一番でないかということで考えました。

まず、一番近いということがいいので、今、議員のほうからお話がありました学校を使えないかという部分の案もございましたが、この塾の運営の時間が夜の10時までであったり、学校が休みの日もやるという方向でありますので、学校内を使うということの管理上の問題がありまして、そこは断念をいたしました。

また、メルサンホールというお話もありますが、確かにあちらのほう、使えそうな場所はありますが、実質占有して年間を通して使うということは非常に厳しいという部分と、若干離れておりますので、近いところはないかという中で、隣接するN T T玖珠ビルの別棟のほうが現在使える状況にあるということでありましたので、協議をして決定したということでございます。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑ありませんか。

3番小幡幸範君。

○3番（小幡幸範君） 3番小幡です。

同じく公営塾、引き続きですけれども、納税者である住民の位置づけについて伺うんですが、先日の説明では、北海道足寄町の事例を伺いましたけれども、塾の運営は北海道内を中心に学習塾を展開

する民間企業に任せるというふうになっています。

本町においては、運営も学習環境も県外の会社へ全て委託するということですが、塾というのが公金を使うということである以上、納税者である住民に何らかの恩恵であったり、参加できる仕組みというのは必要だと考えるんですが、そのあたり、いかがお考えか伺います。

○議長（秦 時雄君） 長尾教育総務課長。

○教育総務課長兼新中学校開校推進室長（長尾孝宏君） まず、今回の公営塾の運営の形態であります。受託を依頼する予定になっております株式会社Birth47のほうから社員が3名ほど来て、玖珠町に住み込んでやるということであります。ほかの大きな塾などによりますと、まず場所の問題があるんですが、アルバイトであったりということで、住み込みとかいう形でなくて、通いである場合が多いということで、まずそういったところが地元で賃金等が還元されるという部分が1点と、地域全体としては、もう最初に町長が申し上げたとおり、この高校がこれから残るとということが非常に大きな利益になるという、そういう大きな部分ももつてのことでございます。

以上でございます。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑ありませんか。

3番小幡幸範君。

○3番（小幡幸範君） 議席番号3番小幡です。

今回、最後の質疑になりますが、同じく公営塾です。

経過の説明を伺いましたが、平成28年4月に協議が始まりまして、わずか半年のうちに計画をつくり、予算計上してきたということで、協議が足りないと感じます。

町議会議員でさえも、9月2日の議会で初めて概要を伺いましたし、また美山高校の保護者に確認をとったところ、塾の話は聞いていない、また県立の高校であるにもかかわらず、県議会議員も新聞で知ったということでした。

住民の大半が全く知らされていない中、本定例会において予算の計上をされているんですけれども、住民への説明責任というのはきちんと果たされているのか伺います。

○議長（秦 時雄君） 長尾教育総務課長。

○教育総務課長兼新中学校開校推進室長（長尾孝宏君） なぜ、今の時期にこれが出されたかという部分、御説明の中で申し上げたと思うんですが、美山高校が昨年27年4月に統合いたしまして、新しい高校になってことしが2カ年目でございます。来年度が3カ年目ということで、この高校統合につきましては、開校後3年間の入学の推移等を見守って、その後の再編等についての部分の対象になってくるというのが今までの経過でございます。ということで、4月から取り組んだというのは間違いございませんが、そういった事情があつて、この短期間に詰めをさせていただいたということでありませう。

また、周知のほうができているということではありますが、基本的に行政のこういった部分を皆さんに聞いてするということは、なかなか難しい部分でございます。しかしながら、高校生には7月に、

子どもがこういった部分をやるとしたら塾に参加しますかというアンケートはとっております。保護者が全然知らないということはないというふうに思います。全員にアンケートをしておりますので、そこら辺のところは、子どもは周知するつもりでしたわけではございませんが、希望の調査をとって行ったところでございます。

以上でございます。

○議 長（秦 時雄君） ほかに質疑ありませんか。

4 番松本真由美君。

○4 番（松本真由美君） 4 番松本です。

今に関連で1,638万4,000円、これは賃金とか備品等も含まれているんでしょうか。

○議 長（秦 時雄君） 長尾教育総務課長。

○教育総務課長兼新中学校開校推進室長（長尾孝宏君） この経費につきましては、10月から3月まで、6カ月間の賃金であったり、それと最初にこの塾を立ち上げるための経費が含まれております。備品とか設備も含めて、そういった部分というふうに考えていただきたいと思います。

○議 長（秦 時雄君） ほかに質疑ありませんか。

4 番松本真由美君。

○4 番（松本真由美君） わかりました。

ちょっと戻りますけれども、8款2項4目、橋の改良工事ですけれども、これは中島橋かと思うんですけれども、組み替えとかありますけれども、進捗状況等お願いします。

○議 長（秦 時雄君） 全体として行いますので、そのとき質疑をしてください。

ほかに質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（秦 時雄君） 全体として質疑を受けます。

質疑ありませんか。

先ほどの、どうぞ。4 番松本真由美君。

○4 番（松本真由美君） すみません、4 番松本です。

8款2項4目、中島橋の改良工事のことだと思うんですけれども、用地購入費がマイナスで、工事請負費になっていますけれども、この説明と進捗状況をお願いします。

○議 長（秦 時雄君） 梅木建設水道課長。

○建設水道課長（梅木良政君） 8 款の橋梁新設改良費の中の中島橋にかかわる分でございます。

今、松本議員のほうから進捗状況と組み替えについてということでございました。

現在、中島橋につきましては、県道書曲野田線上流から見て右岸沿線にあります県道の交差点の協議、さらには左岸の堤防の河川協議を、今、行っている状況でございます。なかなか大がかりな工事と地元の関係者等もありまして、橋梁の高さ等々に伴う附帯施設等の工事内容が、今、協議中になっております。その協議が成立した後でなければ、結局用地の確定ができませんので、現在はその協議

を進めている状況になっております。

当初、用地購入費を本年度組んでおりましたが、そういう状況のため、本年度については用地購入費は延期というふうな形で、こじはちょっとできなくて、地元には用地の具体的な同意を得ようというような形にしております。

以上でございます。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑ありませんか。

5 番中尾 拓君。

○5 番（中尾 拓君） 中尾でございますけれども、今の関連でございますけれども、私は県のほうからちょっとお聞きしたことがあるんですけども、町が早く決定してくれんから県も大変困っちゃうと、用地交渉ができないで困っちゃうんじゃないという話を聞きましたけれども、なるだけ早く、スピード感を持って進めていただきたいと思います。県のほうが用地交渉がでけんで困っちゃうということを話聞きましたので、よろしく早目に決定してください。

○議長（秦 時雄君） 梅木建設水道課長。

○建設水道課長（梅木良政君） 県道書曲野田の関連と思います。

現在、県のほうも言われるとおり、測量設計を今進めております。工事区間が、玖珠川からいけば、町道長兎線と県道の合流のところから、九重町の踏切の先、書曲の踏切の間で、今、工事区間となっております。

県のほうも、今、重点的に踏切の改良が大きく設計がかかってくると、用地もかかっているということで、そちらのほうにも力を入れているというふうに聞いております。

当然、中島橋の合流のところについては、交差点になって、今言われるように3車線、右折路線が新しく発生してきますので、あの裏の地権者の方にも県のほうが説明をしていっている状況でありまして、今言われるように、おくられていると。町が原因でということが全てになるかということになれば、今、一緒に歩調を合わせながら動いているというふうに考えております。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑ありませんか。

7 番廣澤俊幸君。

○7 番（廣澤俊幸君） 7 番廣澤です。

前からこれお願いしているんですけども、説明のところで、何々の工事費とか、何々の委託費とか、こういうのを入れてくれというのを何回か僕お願いしたんですよ。それがやられているところがないんで、ぜひこれをまとめる財政課なら財政課が各課にチェックをして、入れさせてもらいたいですよ。恐らくこれ、町長も全部引っ込むこと、何かわかんないと思うんですよ。それを各課徹底してもらいたいというお願いしておきたいと思います。

○議長（秦 時雄君） お願いでよろしいですか。答弁を求めますか。

〔「答弁求められるわけなからうもん。議案質疑で」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） では、お願いということで。

〔「お願いとか、議案質疑にはないです」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 続きまして、ほかに質疑ありませんか。

よろしいでしょうか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第89号の質疑を終わります。

次に、議案第90号、平成28年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について、別冊になっています。お出しください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第90号の質疑を終わります。

次に、議案第91号、平成28年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、別冊となっています。お出しください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第91号の質疑を終わります。

次に、議案第92号、平成28年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、別冊となっています。お出しください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第92号の質疑を終わります。

次に、議案第93号、平成28年度玖珠町水道事業会計補正予算（第1号）について、別冊となっています。お出しください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第93号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第94号から議案第100号までの7議案は、平成27年度一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の歳入歳出決算の認定についてであります。

決算審査につきましては、決算特別委員会を設置し、付託の上、審査をしますので、本日は大別して質疑を受けたいと思いますが、異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 異議なしと認めます。

最初に、議案第94号、平成27年度玖珠町一般会計歳入歳出決算の認定について、別冊となっております。お出しください。

1、2ページ、平成27年度玖珠町一般会計歳入歳出決算書から11、12ページ最後まで、質疑はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 次に、13ページ、14ページ、玖珠町一般会計歳入歳出決算事項別明細書歳入、1款町税から65、66ページ、22款町債、歳入最後まで、質疑はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 次に、67ページ、68ページ、歳出、1款議会費から135ページ、136ページ、5款労働費最後まで、質疑はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 同じく135、136ページ、6款農林水産業費から179、180ページ、9款消防防災費最後まで、質疑はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 次に、同じく179、180ページ、10款教育費から229、230ページ、歳出、14款予備費最後まで、質疑はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 次に、231ページ、実質収支に関する調べから260ページ、基金（貸付状況）まで、質疑はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 全体を通して質疑はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第94号の質疑を終わります。

次に、議案第95号、平成27年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、別冊となっております。お出しください。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第95号の質疑を終わります。

次に、議案第96号、平成27年度玖珠町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について、決算書の10、11ページから22、23ページまでの歳入歳出及び24ページの実質収支に関する調べまで一括して質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(な し)

○議 長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第96号の質疑を終わります。

次に、議案第97号、平成27年度玖珠町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、決算書の25、26ページから65、66ページまでの歳入歳出及び67ページの実質収支に関する調べまで一括して質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(な し)

○議 長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第97号の質疑を終わります。

次に、議案第98号、平成27年度玖珠町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、決算書の68、69ページから120、121ページまでの歳入歳出及び122ページの実質収支に関する調べまで一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第98号の質疑を終わります。

次に、議案第99号、平成27年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、決算書の123、124ページから135、136ページまでの歳入歳出及び137ページの実質収支に関する調べまで一括して質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(な し)

○議 長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第99号の質疑を終わります。

次に、議案第100号、平成27年度玖珠町水道事業会計決算の認定について、別冊となっています。お出してください。

1 ページ、平成27年度玖珠町水道事業決算報告書から29ページ、4、企業債明細表まで一括して質

疑を受けます。

質疑はありませんか。

(な し)

○議長(秦 時雄君) 質疑なしと認めます。

議案第100号の質疑を終わります。

次に、議案集に戻ります。

議案集17ページです。資料集は16ページです。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について質疑を行います。

質疑はありませんか。

5 番中尾 拓君。

○5 番(中尾 拓君) 5 番中尾でございますけれども、人権擁護委員は、選ぶときに、どういう視点で選んでいるのか、思いとか考えがあったらお聞きしたいと思います。

○議長(秦 時雄君) 山本人権同和啓発センター所長。

○人権同和啓発センター所長(山本五十六君) 人権擁護委員の候補の選定につきましては、もちろん人権擁護の活動を重視しておりますので、そういう人権活動をしていただくような人員をとということで考えております。

以上でございます。

○議長(秦 時雄君) ほかに質疑ありませんか。

(な し)

○議長(秦 時雄君) 質疑なしと認めます。

諮問第1号の質疑を終わります。

議案集18ページです。資料集は17ページです。

諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

○議長(秦 時雄君) 質疑なしと認めます。

諮問第2号の質疑を終わります。

議案集19ページです。資料集は18ページです。

諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長(秦 時雄君) 質疑なしと認めます。

諮問第3号の質疑を終わります。

次に、議案集20ページです。

報告第2号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の算定について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

○議長(秦 時雄君) 質疑なしと認めます。

報告第2号の質疑を終わります。

次に、議案集21ページです。

報告第3号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の算定について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

○議長(秦 時雄君) 質疑なしと認めます。

報告第3号の質疑を終わります。

以上で議案質疑を終結いたします。

麻生総務課長。

○総務課長(麻生太一君) 先ほど、中尾議員のほうから御質問のありました旧慣使用の廃止に伴う現地の樹種、それから伐期についてでございます。

これまでずっと地元が管理しておりました関係で、正確な樹種と伐期については把握ができておりません。今回の議決をいただきましたならば、それから詳細な内容につきまして、管理のもととなる資料を作成していきたい、そういうふうに考えております。

日程第2 決算特別委員会の設置について

○議長(秦 時雄君) 日程第2、決算特別委員会の設置について議題といたします。

お諮りします。

議会運営委員長から報告がありましたように、議案第94号から議案第100号までの7議案は、平成27年度一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の歳入歳出決算の認定についてであります。これを審査するため、12名で構成する決算特別委員会を設置したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秦 時雄君) 異議なしと認めます。

よって、12名で構成する決算特別委員会を設置することに決定しました。

日程第3 決算特別委員会委員の選任について

○議 長（秦 時雄君） 日程第3、これより決算特別委員会委員の選任を行います。

ここで委員会構成のため暫時休憩いたします。

午前11時42分 休憩

△

午前11時42分 再開

○議 長（秦 時雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

決算特別委員会委員の選任を行います。

決算特別委員会委員につきましては、玖珠町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

これから、決算特別委員会委員を指名いたします。

1 番 松 下 善 法 君

2 番 大 野 元 秀 君

3 番 小 幡 幸 範 君

4 番 松 本 真由美 君

5 番 中 尾 拓 君

6 番 中 川 英 則 君

7 番 廣 澤 俊 幸 君

8 番 宿 利 忠 明 君

9 番 石 井 龍 文 君

10番 河 野 博 文 君

12番 藤 本 勝 美 君

13番 繁 田 弘 司 君

の12名を指名したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（秦 時雄君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました12名を決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員長及び副委員長は、玖珠町議会委員会条例第7条2項の規定により、委員会によって互選になっております。

委員会の方々は正副委員の選任をお願いします。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時43分 休憩

△

午前11時44分 再開

○議 長（秦 時雄君） 再開いたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員長に10番河野博文君、副委員長に4番松本真由美君が選任されました。

日程第4 上程議案並びに請願・陳情の委員会付託

(議案第81号から議案第83号、議案第87号から議案第100号、請願1件、陳情1件)

○議長(秦 時雄君) 日程第4、これより上程議案並びに請願、陳情の委員会付託を行います。
お諮りします。

議案第81号から議案第83号及び議案第87号から議案第100号までの17議案は、会議規則第39条の規定により、お手元に配付しております付託表のとおり、それぞれの常任委員会及び決算特別委員会に審査の付託を行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秦 時雄君) 異議なしと認めます。

よって、議案第81号から議案第83号並びに議案第87号から議案第100号までの17議案は、付託表のとおり、それぞれの常任委員会及び決算特別委員会に審査の付託することに決しました。

次に、請願1件、陳情1件につきましては、会議規則第92条並びに第95条の規定により、あらかじめお手元に配付しております付託表のとおり、常任委員会に審査の付託を行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秦 時雄君) 異議なしと認めます。

よって、請願1件、陳情1件につきましては、付託表のとおり、常任委員会に審査の付託することに決定いたしました。

日程第5 玖珠町選挙管理委員会委員並びに補充員の選挙

○議長(秦 時雄君) 日程第5、玖珠町選挙管理委員会委員並びに補充員の選挙について、選挙管理委員の任期満了に伴う玖珠町選挙管理委員会委員並びに補充員の選挙を地方自治法第182条第1項及び第2項に基づき行いたいと思います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法で行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秦 時雄君) 異議なしと認めます。

よって、玖珠町選挙管理委員会委員並びに補充員の選挙は、指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名については、議長において指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員会委員に、穴井千津子さん、江藤徳美さん、高倉真由美さん、星野博行さんの4名を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました4名の方々を玖珠町選挙管理委員会委員の当選人と認めることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4名の方々が玖珠町選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、補充員について、村岡正則さん、石井 昇さん、渡邊和彦さん、帆足恵美子さんの4名を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました4名の方々を補充員と定めることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4名の方々が玖珠町選挙管理委員会委員の補充員に当選されました。

委員及び補充員名簿を配付しますので、しばらくお待ちください。

お諮りします。

補充員の指名推選の場合は、補充員の順序を定めることになっていますので、お手元の補充員名簿の順にいたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 異議なしと認めます。

よって、補充員のとおりの補充員順序を決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。

あす6日から15日までは決算特別委員会、常任委員会及び議案考察のため休会とし、16日は一般質問を行いたいと思いますが、異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（秦 時雄君） 異議なしと認めます。

よって、あす6日から15日まで、決算特別委員会、常任委員会及び議案考察のため休会とし、16日は一般質問とすることに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

御協力ありがとうございました。

午前11時49分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年9月5日

玖 珠 町 議 会 議 長 秦 時 雄

署 名 議 員 松 下 善 法

署 名 議 員 廣 澤 俊 幸